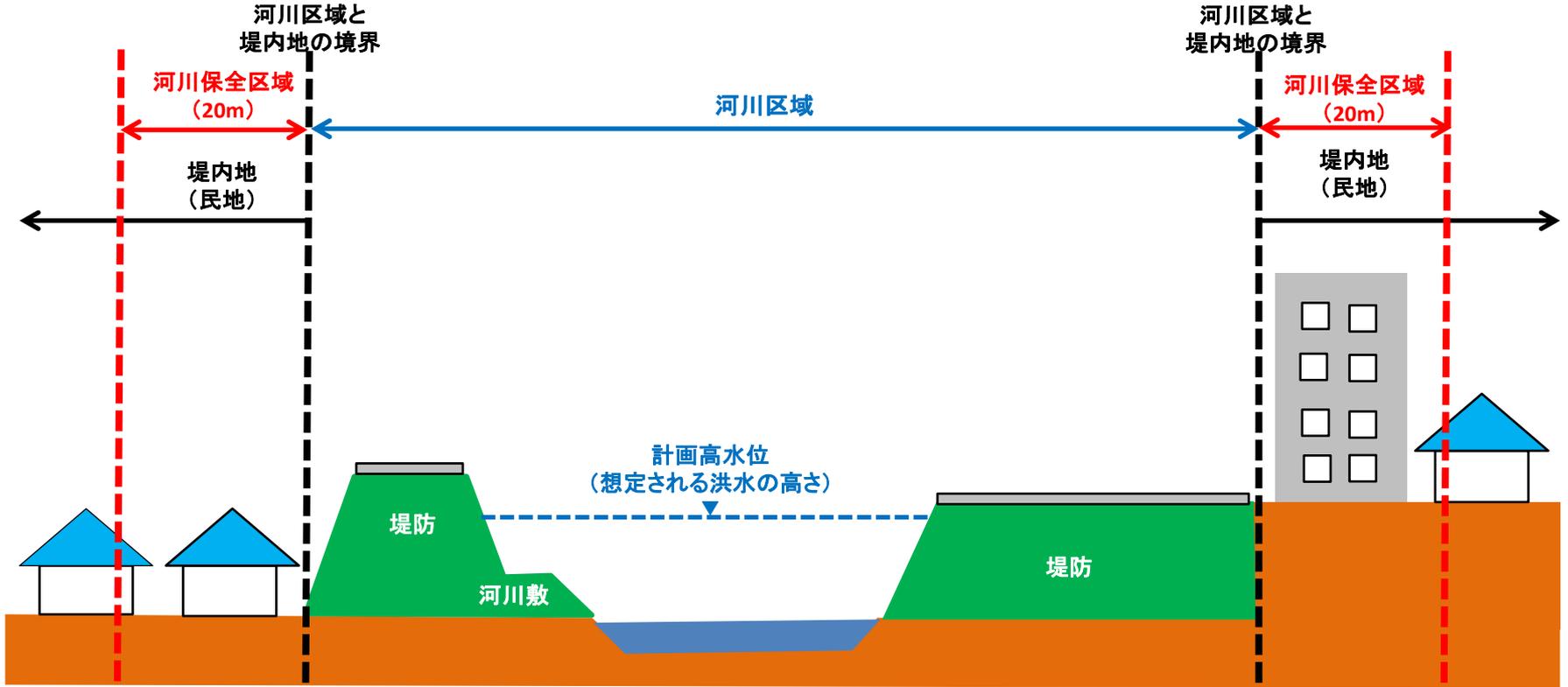


# 河川保全区域は民地ですが、一部の行為については、河川法に基づく「許可」が必要です。



佐波川を含む山口県内の河川（一級河川及び二級河川）には、河川法第54条に基づき、河川区域に加えて、上図のように河川保全区域が設定されています。（佐波川のうち国が管理している区間の河川保全区域の幅は、河川区域との境界から20mです。県管理河川については、県の各土木建築事務所にお問い合わせ下さい。）  
河川保全区域にて次のようなことを行う場合は、その行為が堤防等に影響がないかを確認するため、河川法第55条第1項に基づく許可が必要です。

**「土地の掘削、盛土、切土または土地の形状を変更すること」 または 「工作物の新築または改築をすること」**

但し、行為の内容や程度によって、許可が不要であったり、許可にあたって行為内容の一部変更が必要となる場合がありますので、行為の内容が分かる資料をご用意のうえ、河川管理の窓口にご相談願います。

なお、ご相談の際にご用意いただく資料は、建築確認や建設リサイクル法等の手続きに用いた書類や、設計図面等、相談時点での既存の書類でかまいません。また、これらの行為を行うにあたり、河川区域や河川保全区域の範囲が分からない場合も、必ず、河川管理の窓口にご相談ください。